

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 仙台市交通政策推進協議会
住 所 仙台市青葉区国分町 3-7-1
代表者氏名 吉田 樹

地域公共交通計画変更届出書

令和 7 年 9 月 25 日付け国総地第 144 号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

○ 変更日

令和 8 年 4 月 1 日

○ 変更箇所

別紙のとおり (※乗合タクシー「つぼぬま号」の営業区域に係る箇所のみの変更)

○ 変更理由

乗合タクシー「つぼぬま号」の営業区域が変更となるため。

※本届出書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

令和8年3月**日

(名称) 仙台市交通政策推進協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市では、将来に向け、鉄道を最大限に活かすためにこれまで鉄道駅へのフィーダーバスの結節に加え、都心直行型のバスを主な移動手段とする地域におけるバス幹線軸の形成や、地域交通による移動手段の確保・充実など、過度に自家用車に依存しない質の高い公共交通を中心とした交通体系の実現に取り組んできた。

その一方で、人口減少や高齢化等が進む中、「公共交通カバー圏域の維持や公共交通によるアクセス利便性の確保」、「マイカーを持たない世代や高齢者等への移動手段の確保」などの課題があったことから、質の高い公共交通を中心とした持続可能な公共交通ネットワークの構築を図るため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）」第五条に基づき、『仙台市地域公共交通計画（令和4年3月）』を策定した。

この仙台市地域公共交通計画では、路線バスの運行状況や沿線人口密度等を踏まえ、路線バスのネットワークについてエリア設定を行い、公共交通ネットワーク図として整理しているが、郊外等で人口が点在していること等から輸送需要の確保が課題と考えられるエリアを『みんなで育む多様な交通確保エリア』として位置付けており、このエリア内では、山村振興法第7条第1項に基づく振興山村地域や、路線廃止等により交通不便地域に指定されている地域などもある。

そのため、通勤・通学・通院・買物等、日常生活に必要な目的のために、地域住民が主体となって試験的に地域の移動手段を確保している地区もあるが、令和5年4月より、青葉区新川地区の『ハツ森号』、太白区坪沼地区の『つぼぬま号』、令和6年4月より、太白区秋保地区の『ぐるりんあきう』の本格運行が開始されたことから、地域公共交通確保維持改善事業により、当該乗合タクシー（『ハツ森号』、『つぼぬま号』及び『ぐるりんあきう』）を維持することで、住民の生活交通手段を確保する必要がある。

また、仙台市地域公共交通計画において、公共交通の需要が一定程度見込まれ、都市の骨格となる鉄道及び比較的多数の人を効率的に輸送できる路線バスにより運行を維持するエリアを『みんなで支える路線バスエリア』として位置付けている。

都心エリアにおいては、都心での多様な活動や利便性を高めるため、公共交通等による都心の回遊性強化が必要であるため、都心回遊の促進及び旅行者等が移動しやすい環境整備に向け、令和5年4月より宮城交通（株）の『仙台都心循環線』の本格運行が開始されていることから、地域公共交通確保維持改善事業により、仙台都心循環線を維持することで、都心内における市民や来訪者の移動手段を確保する必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

【つぼぬま号】

利用者数を 625 人以上（直近年度の実績 625 人）とする。

利用者満足度を 90%以上（直近の実績 100%）とする。

【ハツ森号】

利用者数を 2,121 人以上（直近年度の実績 2,121 人）とする。

利用者満足度を 90%以上（直近の実績 66.6%）とする

【ぐるりんあきう】

利用者数を 5,160 人以上（直近年度の実績 5,160 人）とする。

利用者満足度を 90%以上（直近の実績 100%）とする。

【仙台都心循環線】

利用者数を 44,024 人以上（直近年度の実績 44,024 人）とする

(仙台市地域公共交通計画 P6-2 参照)

<p>(2) 事業の効果</p>
<p>つぼぬま号、ハツ森号及びぐるりんあきうを維持することにより、坪沼地区、新川地区及び秋保地区の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。</p> <p>また、地域間交通ネットワークと連携することで、外出促進や地域の活性化にもつながる。</p> <p>仙台都心循環線を維持することにより、市民や来訪者の移動手段が確保されるとともに、仙台都心循環線と重複する路線の利用者が、仙台都心循環線へ転換することによる将来的な運行効率化が見込まれる。</p>
<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p> <p>※事業について、過去に事業評価を行っている場合には、当該評価（一次評価及び二次評価）の結果を踏まえて記載。</p>
<p>令和6事業年度における事業評価の結果、概ね目標を達成できた。1次評価では更なる利用促進に向けた広報の実施やニーズ把握を行うこととし、2次評価では概ね目標達成できている点を評価いただくとともに、一部地区で利用者満足度が低下したことから要因の分析、必要に応じ対策を検討することを助言いただいた。</p> <p>これを踏まえ、令和8年度事業分においては、以下の通り事業を実施する。</p> <p>つぼぬま号、ハツ森号及びぐるりんあきうを運営する地域組織における、普及啓発に係る利用促進策（運行計画の見直し、ポスターやリーフレットの作成等）、ニーズ把握等への支援</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検討会を開催し、実績に応じた利用促進策を検討（地域組織・市） ・ 広報紙を活用したモビリティマネジメントの実施（市・地域組織） <p>仙台都心循環線の利用促進のために、都心来訪者や市民に向けたポスター掲示及びチラシ配布による周知広報の実施</p>
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者</p>
<p>別添「表1」のとおり</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p>
<p>地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る路線について、その運行に係る費用総額 53,160,050 円のうち、本市からつぼぬま号、ハツ森号及びぐるりんあきうを運営する地域組織への補助金額については、運賃収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p>
<p>『つぼぬま号・ハツ森号・ぐるりんあきう』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者数について、数値指標によるモニタリング・評価を実施 ・ 満足度について、利用者アンケート（車内聞き取りやアンケート箱の設置による意見聴取） <p>『仙台都心循環線』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者数について、トラフィックデータによる評価を実施
<p>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要</p> <p>【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧</p> <p>【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別添「表5」のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

令和元年6月	協議会設立
～ 略 ～	
令和3年6月	地域公共交通計画等について協議
～ 略 ～	
令和4年3月	仙台市地域公共交通計画最終案について合意
～ 略 ～	
令和4年11月	仙台市地域公共交通利便増進実施計画案等について協議 地域公共交通確保維持改善事業費補助金の活用等について報告
令和5年3月	仙台市地域公共交通利便増進実施計画について合意 交通不便地域の申請について合意 地域公共交通確保維持改善事業費補助金の活用等について報告
令和5年5月	地域公共交通確保維持事業に係る計画認定申請について合意
令和5年9月	地域公共交通計画変更届について合意
令和5年11月	仙台市地域公共交通利便増進実施計画案等について協議 仙台市地域公共交通確保維持改善事業費の自己評価について協議 仙台市地域公共交通計画の評価指標の状況等について報告
令和6年3月	地域公共交通計画変更届について合意
令和6年5月	地域公共交通確保維持事業に係る計画認定申請について合意
令和6年11月	仙台市地域公共交通確保維持改善事業費の自己評価について協議 仙台市地域公共交通計画の評価指標の状況等について報告
令和7年6月	地域公共交通確保維持事業に係る計画認定申請について合意
令和7年12月	仙台市地域公共交通確保維持改善事業費の自己評価について協議 仙台市地域公共交通計画の評価指標の状況等について報告
令和8年3月	地域公共交通計画変更届について合意

19. 利用者等の意見の反映状況

本市では、仙台市交通政策推進協議会とは別に道路運送法施行規則に基づく地域公共交通会議を有しており、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項等を審議している。

また、地域住民が主体となった乗合タクシーについては、町内会や福祉団体等で組織する地域組織を設立のうえ運行にあたっているが、この地域組織において利用者等の意見を聞いた上で具体的な運行計画を検討しており、その後、地域組織から附議され地域公共交通会議において審議・承認がなされた運行計画の内容を本計画に記載している。

仙台都心循環線については、仙台市地域公共交通利便増進実施計画の個別事業として位置付ける際に、仙台市交通政策推進協議会において地域公共交通の利用者の代表等から意見聴取を行った上で合意がなされた事業内容を本計画に記載している。

20. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

※該当なし

(2) 交通手段の検討状況

※該当なし

(住所) 仙台市青葉区二日町 12-34

(所属) 都市整備局総合交通政策部地域交通推進課

(氏名) 佐々木 章皓

(電話) 022-214-8495

(e-mail) tos009180@city.sendai.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	仙台市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	92,239
交通不便地域等	50,223

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
49,863	新川地区、秋保地区	山村振興法第七条
360	坪沼地区	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
仙台市地域公共交通計画	令和4年3月	
仙台市地域公共交通利便増進実施計画	令和5年3月	令和6年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑩))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

利用方法

利用は簡単な3ステップ! どなたでもご利用出来ます。



1

利用したい日付、便、行先が決まりましたら、
予約連絡先 KM 仙台タクシー株式会社 (022-244-3131)
へ電話をし、「つぼぬま号の予約です。」とお伝え下さい。
その後、ご希望の便と時刻、乗降場所、人数をお答え下さい。

つぼぬま号の
予約をしたいの
ですが...

例: 会員番号 番 です。4月3日の4便でヨークベニマル茂庭店まで、5便
でヨークベニマル茂庭店から利用したいので、予約をお願いします。



2

お迎えの時間を告げられます。
その後、予約時間になりましたら、**自宅前(または各施設の乗降場所)**
でお待ちください。

例: それでは、11:40 にご自宅まで、13:30 にヨークベニマル茂庭店まで
お迎えにあがります。変更やキャンセルがある場合は前日の4月2日の
17:00 までをお願いします。
他に予約が入ってお迎えの時間変更する場合、ご連絡用の電話番号に改めて
ご連絡いたします。



3

はい、
100円
だよ。
乗車したら、運賃を現金、または回数券にてお支払いください。
※回数券は車内にて販売しております。
他の利用者宅などを回って、目的地まで運行します。

〔予約受付時間〕 1 ~ 4 便 : 利用する前日の17:00 まで
5 ~ 8 便 : 利用する当日の12:00 まで

※お早目のご予約にご協力ください。

ご協力をお願いします

※「つぼぬま号」の時刻表は、複数人の予約者が乗り合う都合上、予
約状況によって運行経路が異なり予定より早く到着することがあり
ますので、目安の時刻となります。

※道路の混雑状況等により、予定通りに運行できない場合もございま
すので、表記時刻の前後10~15分程度の余裕を見て下さい。

※ご指定の場所で待っておられない場合他の予約場所に移動します。



注意

積雪時はご自宅前での乗降ができない場合があります。
天候、交通事情等により、止むを得ず運行を中止する場合
があります。

お問
合わせ

運営主体: 坪沼乗合タクシー運営協議会
運行事業者: **KM 仙台タクシー株式会社**
支援機関: 仙台市都市整備局 地域交通推進課

電話 **022-244-3131**
電話 **022-214-8495**



つぼぬま号のご案内



坪沼地区と茂庭地区を結ぶ、**誰でも利用できる**
予約制の乗合タクシーです。

坪沼乗合タクシー運営協議会

令和8年4月版



〔予約の受付〕電話で簡単に予約できます!

利用する場合は、「行き」「帰り」ともに**電話による事前予約制**です。

KM仙台タクシー株式会社(つぼぬま号予約センター)
(022-244-3131)へ電話をします。

※平日のみの
運行となります

〔予約受付〕1~4便: 利用する前日の17:00 までにご予約ください。
5~8便: 利用する当日の12:00 までにご予約ください。
(お早目のご予約にご協力ください。)



〔乗降場所〕「ご自宅前」から「目的地」近くまでを直接結びます!

坪沼地区(デマンド区域 ※見開き参照)では自宅の前で、デマンド
区域外では施設の駐車場等に設置した「乗降ポイント」で乗降
できます。乗降ポイント同士での乗降はできません。

※回数券は「つぼぬま号」の車内で
運転手が販売しておりますので、
ご購入の際にはお申し付けください。



〔運賃〕

		運賃	回数券
仙台市内に	一般乗車運賃	400円	4,000円(12回分)
	70歳以上・ 障害者等運賃	100円	1,000円(10回分)
仙台市外にお住いの方		400円	4,000円(12回分)

とても
お得な
運賃
制度が
あり
ます!

70歳以上・障害者等運賃

70歳以上の高齢者や、障害者等を対象としたお得な運賃制度です!

※乗車する際、敬老乗車証、下記の身分証明書、障害者手帳等を運転手へご提示下さい。

70歳以上の方	障害者等
●年齢 70歳以上であることがわかる顔写真付きの身分証明書(マイナンバーカード・運転経歴証明書等)	●身体障害者手帳 ●療育手帳
●敬老乗車証	●精神障害者保健福祉手帳
	●仙台市障害者き章、又は、き章証票
	●ふれあい乗車証

乗降場所

- 坪沼地区内のデマンド区域（板橋、根添、中沖、北町内会）は、どこでも乗降・移動可能です。
- 生出中学校付近は下記4箇所の乗降ポイントで乗降できます。乗降ポイント間の乗降はできません。



乗降場所

青色部 の範囲では乗降は自由ですが、青色部以外では、**赤色** の上記4か所でのみ乗降できます。

●は主要施設です。乗降場所を示すものではありません。

出典：電子地形図(国土地理院)を加工して作成

時刻表

平日予約時のみ運行

※土・日・祝日及び、お盆期間中（8/13～15）、年末年始（12/29～1/3）は運休します。



	往路 (坪沼地区⇒生出中学校付近)	復路 (生出中学校付近⇒坪沼地区)
1便	8:15 ~ 8:45 発 ⇒ 9:00 着	
2便	9:15 ~ 9:45 発 ⇒ 10:00 着	
3便		11:00 発 ⇒ 11:15 ~ 11:45 着
4便	11:15 ~ 11:45 発 ⇒ 12:00 着	
5便		13:30 発 ⇒ 13:45 ~ 14:15 着
6便	13:45 ~ 14:15 発 ⇒ 14:30 着	
7便		16:10 発 ⇒ 16:25 ~ 16:55 着
8便	16:25 ~ 16:55 発 ⇒ 17:10 着	
備考	生出中学校付近の 到着時刻 を固定	生出中学校付近の 出発時刻 を固定



